

市の役割を果たすための取組事項の取組状況 (令和2年度実績)

評価の基準

- A 順調に取組が推移しており, 継続して実施
- A※ 例年 順調に取組が推移していたが, コロナ禍により事業を縮小・中止したことにより, 成果が低下している
- B 目標達成に向けて段階的に取り組んでおり, その取組は順調に推移している
- B※ 段階的な取組で順調に推移していたが, コロナ禍により事業を縮小・中止したことにより, 成果が低下している
- C 計画どおり取り組んでいるが, 成果が上がっていない
- D 一部取り組んでいるが停滞している
- E 取組に至っておらず停滞している

令和3年6月

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策1 地域福祉意識の高揚と担い手育成)

取組項目-1 地域ボランティア人材の確保・育成(1-1-1)

(取組の方向性)

情報提供や活動場所の支援を行うことにより、地域福祉活動を行うための環境づくりを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	1	地域福祉活動への参加者を増やすため、市民活動支援センター及び社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの活動環境の向上を図れるよう支援します。	
取組計画	1 1	ボランティア活動の輪が広がるような交流の場づくりを行う	A※
	1 2	ボランティアの活動環境の向上を図れるよう、ボランティア団体のニーズを把握し、具体的な支援を行う	A
取組実績	1 1	ボランティア団体の交流の場の提供として計画した「ぼらカフェ」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度は開催を見送りました。市民活動支援センターでは、コロナ禍における新しい生活様式に配慮した団体活動の方法として、ビデオ会議やオンライン講座開催等の手法を紹介し、開催における団体からの相談等に個別で対応するなど団体への支援を強化しました。	
	1 2	市民活動支援センター及び社会福祉協議会ではそれぞれの施設で活動する登録団体一覧表を共有し、市内で活動する団体の把握に努め、活動団体の情報提供を実施しました。	
市の役割	2	ボランティアニーズの把握に努めます。	
取組計画	2 1	ボランティア団体の具体的な活動を広く周知し、ボランティア参加希望者へ情報を提供するとともに、活動団体とボランティア参加希望者とのマッチングを図る	A
	2 2	ボランティア講座のあり方・活動場所の拡大等について検討する	D
	2 3	相談支援専門員や自立支援協議会等を通じて、障がい者の支援のニーズを把握する	C
取組実績	2 1	地域で活動するために必要な知識や具体的な方法を記載した「市民活動支援センターの利用ガイド」を発行しました。また、市内ボランティア団体の活動内容を把握するとともに、ボランティア活動の募集情報を発信し、活動団体とボランティア参加希望者とのマッチングを図り、地域活動への参加機会を提供しました。	
	2 2	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言後、感染拡大防止のため、ボランティア受入施設(介護サービス事業所)がなく、実施ができませんでした。	
	2 3	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	
市の役割	3	ボランティアやNPO法人の情報を提供します。	
取組計画	3 1	ホームページでボランティア団体やNPO法人の活動内容の紹介や、イベント情報を提供する	A
	3 2	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会において支え合いの仕組みづくりについて説明をする。地域ケア個別会議から地域課題を整理する	B※
取組実績	3 1	市民活動支援センターのHPを継続的に更新するとともに、市内で開催する講座やイベント案内を掲載した「守谷ボランティアNEWS」を毎月発行しました。団体に関する情報や助成金の募集状況を定期的に周知し、市内のボランティア団体の活動の活発化に努めました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	3 2	<p>高野地区・北守谷地区まちづくり協議会地域福祉部会に、社会福祉協議会支援担当職員（生活支援コーディネーター）及び健幸長寿課職員等が出席し、令和2年1月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 地域における助け合い」の地区ごと集計を報告し、意見交換を実施しました。</p> <p>北守谷地区まちづくり協議会が中心となり、北守谷地区既存の助け合い事業の横展開として、地区内の新たな活動の立ち上げまで取り組んでいます。</p> <p>他地区のまちづくり協議会地域福祉部会の開催はありませんでした。（新型コロナウイルス感染拡大により、役員会のみ開催した地区が多い。）</p> <p>認知症声掛け訓練を、高野地区まちづくり協議会との協働で開催できるように、9月に認知症サポーター養成講座の開催、説明会等実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和2年12月4日訓練開催計画が中止となりました。</p>	
市の役割	4	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む（仮称）地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。	
取組計画	4 1	地域で支え合いの活動を行うまちづくり協議会が設立されるため、庁内関係課等で再調整を行う（地域福祉活動協力員制度の必要性について検討）	D
取組実績	4 1	<p>（社会福祉課）</p> <p>地域（まちづくり協議会の区域）の支え合い・助け合い活動の仕組みづくりの一つとしての協力員制度の今後の方向性を協議するため、地域福祉計画の令和2年度上半期の取組状況調査（令和元年度評価がC評価、D評価、E評価の取組のみ）を踏まえ、地域福祉計画部内推進会議を開催しました。協力員制度の土台と考えている生活支援体制整備事業の今後の方向性を協議した結果、国で示している協議体や生活支援コーディネーターの役割を果たして行くことが現状では難しいため、地域の高齢者の現状やニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズや課題について各地区のまちづくり協議会と情報共有を行いながら、生活支援等サービスの体制整備を推進していくといった方針づけを行いました。そのため、現状では（仮）地域福祉活動協力員制度の制度設計（市全体の仕組み）の根幹となる地域の支え合い活動で提供すべき具体的な生活支援等が明確になっていないことから、当分の間、相互の生活支援等サービスの提供システムとして実施している社会福祉協議会のほほえみサービスを支え合い活動の一つとして、周知・推進していくこととしました。</p>	
	4 1	<p>（健幸長寿課）</p> <p>市民協働推進課と社会福祉協議会、健幸長寿課のまちづくり協議会と生活支援体制整備事業の考え方、生活支援コーディネーターの役割等の共有化を図りました。（10/28実施）</p>	

取組項目-2 地域で活躍するリーダーの発掘・育成(1-1-2)

（取組の方向性）

地域においては、関係機関・団体と連携し、地域福祉活動に取り組むことで担い手を確保するとともに、リーダーとしての人材の発掘・育成を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	5	担い手育成のために、市民大学において人材の発掘や育成をします。	
取組計画	5 1	まちづくり協議会を発展させるため、協働のまちづくりの担い手を育成し、地域や行政のニーズに沿った内容のコースを作成する	B※
取組実績	5 1	新型コロナウイルス感染拡大防止のために、令和2年度は市民大学を中止しました。次年度の開校に向けて、令和2年度に予定していた内容をベースにコースを再設計しました。また、コロナ禍での新たな生活様式に対応できるように、講師や受講者のオンライン参加を取り入れることとしました。	
市の役割	6	認知症サポーター養成講座やシルバーリハビリ体操指導者養成講座などを開催し、リーダーや担い手を発掘・育成します。	
取組計画	6 1	各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、これまでのサポーター養成講座受講生対象のフォローアップ研修実施やキャラバンメイトの養成に努める	A※
	6 2	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座を継続実施する	A

	番号	内 容	評価
取組計画	6 3	過去に講座を受講した方を対象に高齢消費者被害見守りサポーター研修を実施する	A※
	6 4	認知症サポーター活動, シルバーリハビリ体操指導士会活動, 高齢消費者被害見守り活動, サロン活動のPR強化をする	A
取組実績	6 1	一般市民を対象に, 認知症サポーター養成講座を開催しました。 ※ 実績:4回/96人 ※ 小中学校からの依頼はなし。 県主催のキャラバンメイト養成研修は, 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。	
	6 2	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会を10月から11月に開催し(5回), 11名の指導士を養成しました。	
	6 3	シニアクラブ連合会の主催による高齢消費者被害見守りサポーター養成講座は, 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。	
	6 4	認知症サポーター活動, シルバーリハビリ体操指導士会活動, 高齢消費者被害見守り活動, サロン活動をホームページ等でPRをしました。	

取組項目-3 福祉に関する啓発の推進(1-1-3)

(取組の方向性)

多くの市民が福祉への関心を高め, 福祉活動との関わりを持てるよう, 意識の啓発や福祉への理解を図っていきます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	7	講演会等を開催し認知症や障がい者に対する福祉への関心を高め, 福祉活動への関わりを持てるよう, 意識の啓発や福祉への理解を図ります。	
取組計画	7 1	講演会を開催するほか, 認知症を知る月間などで市民啓発活動する	A※
	7 2	講演会を開催するほか, 障がい者週間における啓発を実施する	A
	7 3	障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A※
取組実績	7 1	<p>① 9月の認知症を知る月間等に認知症に関する知識の普及啓発を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報9/10号で掲載 ・図書館に協力を依頼し, 啓発を実施 ・認知症サポーター養成講座(高野地区まちづくり協議会 9/29)22名 ・特定健康診査会場にて, 認知症に関するチラシ2,500枚配布 <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため, 講演会等の啓発活動が計画どおり開催ができませんでした。</p> <p>② 認知症サポーター養成講座を開催しました。 ※ 実績:4回/96人</p> <p>③ サロン等からの要請に応じて出前講座を実施しました。 内容:介護保険制度, 成年後見制度, 認知症ガイドブック 4回/42名</p> <p>④ 認知症声掛け訓練(高野地区まちづくり協議会との協働)の開催 9月に認知症サポーター養成講座の開催の他, まちづくり協議会での説明会等を実施しました。令和2年12月4日に訓練を予定をしていましたが, 新型コロナウイルス感染拡大の影響から, 中止となりました。(次回日程未定)</p> <p>⑤ 認知症予防活動のボランティアの人材育成講座を企画・立案し, 市民募集をしましたが, 令和3年1月の新型コロナウイルス感染拡大により中止(R3年度6月に延期)しました。</p>	

	番号	内 容	評価
取組実績	7 2	令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布、障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで、障がい者に対する理解を求めました。 障がい者週間においては、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、広報や市政情報モニター（ヘルプマーク含）に記事を掲載しました。 中央図書館入口において、障がい者週間コーナーを設置し、障害児父母の会の活動の紹介や作品等の展示をしました。 4月25日号の広報において、障がい・難病のある方へ、各種障がい福祉サービスのご案内を行いました。	
	7 3	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人との交流を行う予定でしたが、コロナ感染拡大防止の観点から中止になりました。	
市の役割	8	出前講座等により福祉への理解を図ります。	
取組計画	8 1	シニアクラブやサロン等の団体からの要請により介護保険のしくみと成年後見制度の出前講座を実施する	A※
	8 2	広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める啓発を行う	A
取組実績	8 1	シニアクラブ、サロン等からの要請に応じて出前講座を実施しました。 内容：介護保険制度、成年後見制度、認知症ガイドブック 4回／42名 ※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、啓発活動の積極的な周知ができませんでした。	
	8 2	令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布、障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで、障がい者に対する理解を求めました。 障がい者週間においては、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、広報や市政情報モニター（ヘルプマーク含）に記事を掲載しました。	
市の役割	9	認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を図ります。	
取組計画	9 1	各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施する	A※
取組実績	9 1	認知症サポーター養成講座を、市ホームページや広報等で周知し、要請に応じて講座を開催しました。（96人／4回） ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、認知症サポーター養成講座の積極的な周知ができませんでした。	
市の役割	10	ノーマライゼーション教育を推進します。	
取組計画	10 1	インクルーシブ教育システムの充実を図る	A
	10 2	障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する市教育支援委員会（年4回）を開催する	A
	10 3	校内教育支援委員会において、合理的配慮の検討及び提供を行う	A
取組実績	10 1	障がいのあるなしに関わらず、授業や学校行事等において、共に協力し合い、学び合うインクルーシブ教育システムの充実を図っています。	
	10 2	障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する守谷市教育支援委員会を年4回開催しました。（7・10・11・1月）	
	10 3	各小中学校で校内支援委員会を定期的に開催し、合理的配慮の仕方について検討し、個々のニーズに必要な提供を行いました。	
市の役割	11	社会福祉協議会と連携して福祉教育の担当教職員を対象とした研修会を開催します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	11 1	特別支援担当者会議を開催し、インクルーシブ教育や障がい者差別解消法、特別支援学級における授業づくりや支援計画の作成などについて研修を行う	A
	11 2	福祉教育についての研修会を実施する	A※
	11 3	総合的な学習の時間等において福祉教育の実施前に、担当教員が研修(打合せを含む)を行う	A※
取組実績	11 1	特別支援担当者会議を開催し、インクルーシブ教育や障がい者差別解消法、特別支援学級における授業づくりや個別の支援計画、個別の指導計画の作成などについて研修を行いました。	
	11 2	福祉教育についての研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	
	11 3	福祉教育の実施前に、担当教員の研修(打合せを含む)を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった学校がありました。	

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策2 地域福祉活動の支援)

取組項目-1 社会福祉協議会への支援と連携強化(1-2-1)

(取組の方向性)

社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携を強化し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	12	社会福祉協議会が地域福祉活動推進の核として機能するよう支援・連携します。	
市の役割	13	地域福祉活動助成金制度を継続し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。	
取組計画	12 13	1 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
	12 13	2 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会設立に伴い実施するまちづくり協議会支援担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	A
取組実績	12 13	1 守谷地区Dブロックの活動については、地域福祉活動助成金を、また、まちづくり協議会が設立された9地区(守谷地区4地区を含む)については、まちづくり協議会支援交付金を交付して活動を支援しています。	
	12 13	2 <ul style="list-style-type: none"> 市内6地区を132地区に分割し、職員265名を地域担当職員として配置しました。 地域担当職員は総会等に参加し、地域の状況を把握するとともに、市と町内会の連絡調整を適宜行っています。 まちづくり協議会支援担当職員は、必要に応じ、まちづくり協議会に参加し、活動に必要な情報提供を行っています。 あいさつ運動や地域のイベント等の地域福祉活動に地域担当職員として参加し、市民と協働で地域福祉の推進に努めています。 	

取組項目-2 地域福祉活動助成制度による支援(1-2-2)

(取組の方向性)

地域福祉活動助成金を交付することにより、地域の課題は地域で解決できるよう支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	14	地域福祉活動を推進するために、地域における身近な生活課題を解決する取組に助成金を交付します。	
市の役割	15	地域福祉活動計画実行委員会を支援するとともに、連携を図ります。	
取組計画	14 15	1 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
	15	2 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会設立に伴い実施するまちづくり協議会支援担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	A
	15	3 市内6地区の取組状況について、ホームページで周知を図る	A
取組実績	14 15	1 12・13-1と同様	
	15	2 12・13-2と同様	
	15	3 市民計画である地域福祉活動計画の活動内容について、社協のホームページにリンクをかけ、市民に周知をしています。 また、各地区実行委員会やまちづくり協議会では、地区内の活動内容のPRチラシを発行しています。	

取組項目-3 地域担当職員制度による支援(1-2-3)

(取組の方向性)

地域担当職員制度により、地域への必要な情報を提供することで地域の福祉活動を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	16	地域(自治会・町内会を含む)に適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行います。 また、必要に応じ総会等に参加し、地域の特性を把握し地域福祉活動を支援します。	
	17	市の課題や地域の課題となっている事項に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行います。	
取組計画	16 17	1 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会支援担当職員制度や地域担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	A
取組実績	16 17	1 12・13-2と同様	
市の役割	18	地域の実情に応じた地域担当職員の役割分担などを検証し、地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組み、地域の課題解決に向けた地域活動を支援します。	
取組計画	18	1 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会支援担当職員制度や地域担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	C
取組実績	18	1 まちづくり協議会においてさらに地域福祉活動が推進できるように、まちづくり協議会支援担当職員として、社協職員及び健全長寿課職員を配置しています。 まちづくり協議会とまちづくり協議会支援担当職員(社協職員及び健全長寿課職員)の連携が円滑に行われていない地区もあるため、調整が必要です。	

取組項目-4 交流する場の創出支援(1-2-4)

(取組の方向性)

身近なところで気軽に交流できる場や、同じ悩みを持った人々が悩みを共有する場、生きがいづくりや仲間づくりができる場を充実させることにより、地域における孤立感や不安の解消と交流の促進を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	19	地域における居場所、交流の場(サロンの拡充を含む)づくりを支援します。	
取組計画	19	1 サロン運営の支援を継続する	A※
	19	2 サロン代表者会議を行い、運営ボランティアの後継者についての意見交換をする	A※
	19	3 未開設地域での運営ボランティアの発掘、開設の支援をしていく	C
	19	4 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度を活用)	A
	19	5 新たに設計したコミュニティサロン制度に基づき、地域のさらなる活性化を目指す	C
取組実績	19	1 サロン運営について、新型コロナウイルス感染予防の消耗品等を提供、活動内容の指針を提示すること等運営の支援をしました。 ※緊急事態宣言解除後、サロン再開の説明会(令和3年6月12日)を開催しました。時短開催、活動内容の制約があり、再開は全体の約4割程度となりました。茨城県緊急事態宣言の発令により、令和3年1月18日から2月22日まで活動休止となりました。	
	19	2 新型コロナウイルス感染拡大防止から、約半数のサロンが活動の再開に至っていない状況であり、サロン代表者との運営ボランティアについての意見交換ができませんでした。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	19	3 高野地区まちづくり協議会の地域福祉部会(サロンチーム)の中で、サロンの立ち上げについて話し合いを計画していましたが、協議会開催中止となり、今後話し合いを再開する予定です。	
	19	4 コーヒーを楽しみながら交流を深める場・憩いの場として開設しているぶらぶら亭やわくわく亭などの場づくり活動に助成金や支援金を交付しました。	
	19	5 新制度である空き家等活用コミュニティ推進事業助成制度を活用して、5団体が空き家等を活用した地域活動を実施しています。	
市の役割	20	活動拠点となる施設については、既存の公民館や集会所などを有効活用できるよう支援します。	
取組計画	20	1 新たに設計した自治公民館借り上げ助成制度に基づき、地域のさらなる活性化を目指す	C
	20	2 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
取組実績	20	1 新たに制度設計した地域活動のための施設等使用料助成金を3団体が活用し、地域活動の拠点を得ています(助成金利用件数延べ10件)。	
	20	2 コーヒーを楽しみながら交流を深める場・憩いの場として開設しているぶらぶら亭やわくわく亭などの場づくり活動に助成金や支援金を交付しています。	

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策3 支え合い体制の形成)

取組項目-1 見守り体制の形成(1-3-1)

(取組の方向性)

子ども、障がい者及び高齢者を見守るため、地域による見守り活動に取り組みます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	21	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度を導入します。	
取組計画	21 1	地域で支え合いの活動を行うまちづくり協議会が設立されるため、庁内関係課等で再調整を行う。(地域福祉活動協力員制度の必要性について検討)	D
	21 2	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会において支え合いの仕組みづくりに関する情報提供を行っていく	B※
取組実績	21 1	(社会福祉課) 地域(まちづくり協議会の区域)の支え合い・助け合い活動の仕組みづくりの一つとしての協力員制度の今後の方向性を協議するため、地域福祉計画の令和2年度上半期の取組状況調査(令和元年度評価がC評価、D評価、E評価の取組のみ)を踏まえ、地域福祉計画部内推進会議を開催しました。協力員制度の土台と考えている生活支援体制整備事業の今後の方向性を協議した結果、国で示している協議体や生活支援コーディネーターの役割を果たして行くことが現状では難しいため、地域の高齢者の現状やニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズや課題について各地区のまちづくり協議会と情報共有を行いながら、生活支援等サービスの体制整備を推進していくといった方針づけを行いました。そのため、現状では(仮)地域福祉活動協力員制度の制度設計(市全体の仕組み)の根幹となる地域の支え合い活動で提供すべき具体的な生活支援等が明確になっていないことから、当分の間、相互の生活支援等サービスの提供システムとして実施している社会福祉協議会のほほえみサービスを支え合い活動の一つとして、周知・推進していくこととしました。	
	21 2	(健幸長寿課) 高野地区・北守谷地区まちづくり協議会地域福祉部会に、社会福祉協議会支援担当職員(生活支援コーディネーター)及び健幸長寿課職員等が出席し、令和2年1月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 地域における助け合い」の地区ごと集計を報告し、意見交換を実施しました。 北守谷地区まちづくり協議会が中心となり、北守谷地区既存の助け合い事業の横展開として、地区内の新たな活動の立ち上げまで取り組んでいます。 他地区のまちづくり協議会地域福祉部会の開催はありません。(新型コロナウイルス感染拡大により、役員会のみ開催した地区が多い)	
市の役割	22	障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発活動に取り組み、地域での見守りを推進します。	
取組計画	22 1	講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発を実施する	A※
	22 2	広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用し、「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める取組を行う	A
	22 3	障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A※
取組実績	22 1 2	令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布、障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで、障がい者に対する理解を求めました。 障がい者週間においては、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、広報や市政情報モニター(ヘルプマーク含)に記事を掲載しました。	
	22 3	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人との交流を行う予定でしたが、コロナ感染拡大防止の観点から中止になりました。	
市の役割	23	より多くの人が認知症サポーター養成講座を受講できるよう、周知を図ります。	
取組計画	23 1	認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動を紹介する	A※
	23 2	認知症カフェの実施と支援を継続する	A※

区分	番号	内 容	評価
取組計画	23 3	キャラバンメイトの養成に努める	A※
取組実績	23 1	認知症サポーター養成講座を、市ホームページや広報等で周知し、要請に応じて講座を開催しました。(96人/4回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、認知症サポーター養成講座の積極的な周知ができませんでした。	
	23 2	認知症カフェは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催できませんでした。	
	23 3	認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの県主催の養成研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。	
市の役割	24	見守りの大切さについて周知を図ります。	
取組計画	24 1	認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動の紹介をする	A※
	24 2	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知する	A
	24 3	生活支援体制整備事業を進める中で地域住民による見守り活動に繋がる情報提供をしていく	D
取組実績	24 1	23-1と同様	
	24 2	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、9/10号広報もりや等で周知しました。(新規協力事業所2か所と協定締結)	
	24 3	認知症声掛け訓練を、高野地区まちづくり協議会との協働で開催できるように、9月に認知症サポーター養成講座の開催、説明会等実施したが新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和2年12月4日開催中止となりました。	
市の役割	25	事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。	
取組計画	25 1	見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	A
取組実績	25 1	①見守り活動等に関する協力事業所との情報共有を図るため、資料を協定事業所に送付しました。(10月) ②見守り活動等に関する協力事業所が新たに2か所増え、56事業所に拡大しました。(前年度55事業所。今年度1事業所支店廃止) ③徘徊高齢者SOSネットワーク事業の利用について、ケアマネジャー等への周知を行い、新規登録者を増やしました。 実績:新規登録者数25人(R1年度 35人)	
市の役割	26	守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークにより、地域における認知症高齢者の見守り体制を強化し、高齢者が徘徊した場合には早期発見を図ります。	
取組計画	26 1	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業登録を促進する	A
	26 2	メールもりや防犯情報への登録を促進する	A
	26 3	見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	A
取組実績	26 1	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の広報等で周知を行い、利用を促進しました。 R2年度新規登録者数 25人	
	26 2	見守り活動等協力事業所へのメールもりや(防犯情報)への登録を促進しました。(10月事業所に通知)	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	26 3	見守り活動等協力事業所について広報等の周知や個別説明を実施し、見守り活動等協力事業所の拡大を図りました。また、徘徊高齢者の搜索活動時に、協力事業への情報提供を行いました。(搜索件数 R2 6件(R1は4件))	

取組項目-2 生活支援サービスの整備(1-3-2)

(取組の方向性)

高齢者や障がい者等の在宅での日常生活上の困りごとを的確に把握し、地域の特性に応じた日常の生活支援を支え合い・助け合いで行えるよう、生活支援サービスの整備に努めます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	27	生活支援サービスを担う多様な団体等により行われる定期的な情報共有の場として協議体を設置します。	
取組計画	27 1	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会において支え合いの仕組みづくりに関する情報提供を行っていく	B※
	27 2	第1層協議体の組織形態を検討する。(関係各課等)	E
取組実績	27 1	高野地区・北守谷地区まちづくり協議会地域福祉部に、社会福祉協議会支援担当職員(生活支援コーディネーター)及び健幸長寿課職員等が出席し、令和2年1月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 地域における助け合い」の地区ごと集計を報告し、意見交換を実施しました。 北守谷地区まちづくり協議会が中心となり、北守谷地区既存の助け合い事業の横展開として、地区内の新たな活動の立ち上げまで取り組んでいます。 他地区のまちづくり協議会地域福祉部の開催はありませんでした。(地域福祉部の設立がない協議会は、役員会のみで開催)	
	27 2	各地区まちづくり協議会全体の話し合いは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催していません(主管課は市民協働推進課)。	
市の役割	28	助け合いの推進役として生活支援コーディネーターを配置します。	
取組計画	28 1	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会において支え合いの仕組みづくりに関する情報提供を行っていく	B※
	28 2	第1層協議体の組織形態を検討する中で、併せてコーディネーターの人材確保について検討する	E
取組実績	28 1	取組27-1と同様	
	28 2	取組27-2と同様	
市の役割	29	協議体に構成員として参加し、地域に不足する支え合い・助け合いを把握し、新たなサービスの創出に参画します。	
取組計画	29 1	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会において支え合いの仕組みづくりに関する情報提供を行っていくとともに、活動に応じた支援を行う	B※
取組実績	29 1	①市民協働推進課と社会福祉協議会、健幸長寿課のまちづくり協議会と生活支援体制整備事業の考え方、生活支援コーディネーターの役割等の共有化を図りました。(10/28実施) ②高野地区・北守谷地区まちづくり協議会地域福祉部に、社会福祉協議会支援担当職員(生活支援コーディネーター)及び健幸長寿課職員等が出席し、令和2年1月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 地域における助け合い」の地区ごと集計を報告し、意見交換を実施しました。 北守谷地区まちづくり協議会が中心となり、北守谷地区既存の助け合い事業の横展開として、地区内の新たな活動の立ち上げまで取り組んでいます。 他地区のまちづくり協議会地域福祉部の開催はありませんでした。(地域福祉部の設立がない協議会は、役員会のみで開催)	
市の役割	30	高齢者や障がい者の日常生活上の困りごとやニーズを的確に把握します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	30 1	各まちづくり協議会福祉部会において、令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要を説明し、各地区の集計結果を提供することで支え合いの活動に活用してもらう	B※
	30 2	地域ケア個別会議(事例を通じた検討)を開催(月1回)し、高齢者の課題を整理し、地域包括支援センター運営協議会(地域ケア推進会議を兼ねる)で報告・検討する	B※
	30 3	相談支援専門員等を通じて、障がい者の支援ニーズを把握します	C
取組実績	30 1	高野地区・北守谷地区まちづくり協議会地域福祉部会に、社会福祉協議会支援担当職員(生活支援コーディネーター)及び健幸長寿課職員等が出席し、令和2年1月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 地域における助け合い」の地区ごと集計を報告し、意見交換を実施しました。 北守谷地区まちづくり協議会が中心となり、北守谷地区既存の助け合い事業の横展開として、地区内の新たな活動の立ち上げまで取り組んでいます。 他地区のまちづくり協議会地域福祉部会の開催はありませんでした。(地域福祉部会の設立がない協議会は、役員会のみ開催)	
	30 2	地域ケア個別会議(事例を通じた検討)を開催(原則月1回、新型コロナウイルス感染拡大のため6月から開始)しました。会議で明確になった高齢者の課題を、地域包括支援センター運営協議会(地域ケア推進会議を兼ねる)にて報告・検討しました(1月書面協議)。	
	30 3	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供しているが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	
市の役割	31	把握した困りごとについて、地域、市民、事業所等に周知し、他人事でなく自身のこと、家族のこととして理解していただけるよう努めます。	
	32	把握した困りごとについて、生活支援サービスを担う多様な団体等と情報共有します。	
取組計画	31 32 1	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会福祉部会において介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計結果を情報提供することで、支え合いの仕組みづくりに結び付けられるようにする	B※
	31 32 2	障がい者の相談に応じ、必要な障がい福祉サービスについて事業所等と調整し、福祉サービスを提供する	A
取組実績	31 32 1	取組30-1と同様	
	31 32 2	障がい者の相談に応じ、必要な障がい福祉サービスについて事業所等と調整し、福祉サービスの提供を行っています。	
市の役割	33	生活支援サービスの仕組みの一つとして、有償ボランティア制度の構築に取り組みます。	
取組計画	33 1	地域での支え合い活動の動向を踏まえ、ほほえみサービス等有償ボランティア活動や総合事業等のあり方を社会福祉協議会、健幸長寿課等関係機関と検討し、既存事業の見直しをする	E
取組実績	33 1	社会福祉協議会の既存事業(ほほえみサービス)についての情報交換は未実施。 市健幸長寿課が、他市の総合事業(介護保険 地域支援事業による多様なサービス)の取組について情報収集する計画(現地訪問)でしたが、日程調整の関係で未実施。再度調整し、情報収集をする予定です。	
市の役割	34	市民が能力を生かし、生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう働きかけます。	
取組計画	34 1	みずき野地区、大井沢地区、守谷地区まちづくり協議会において、支え合いの仕組みづくりに結び付けられるよう支援する	B※
	34 2	生活支援サービスの担い手として必要な研修を行う	D
取組実績	34 1	取組30-1と同様	
	34 2	社会福祉協議会、健幸長寿課、社会福祉課等関係課による既存事業(ほほえみサービス)の意見交換は未実施。総合事業(介護保険 地域支援事業による多様なサービス)の取組検討のために、他市の取組情報を把握する予定でしたが、日程調整の関係で未実施。	

基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり(基本施策1 生きがい活動への支援)

取組項目-1 高齢者の生きがい支援(2-1-1)

(取組の方向性)

高齢者が地域において、地域福祉活動の担い手となるよう参加を促すとともに、自治会・町内会、シニアクラブ、サロンの活動の活性化、生涯学習への参加を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	35	シニアクラブやサロンの活動を支援します。	
取組計画	35 1	シニアクラブ・サロンの代表者会議や日頃からのコミュニケーションにより、活動状況を把握して必要な支援を行う	A
	35 2	今後の運営を担う人材を発掘・育成する	A
取組実績	35 1	【シニアクラブ】 シニアクラブ単位会長会議を3回(内1回は書面協議)、シニアクラブ連合会役員会を3回開催し、シニアクラブ活動の意見交換等を実施しました。 【サロン】 サロン運営ボランティア代表者会議1回を開催(6月)。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市事務局が活動の指針の提示や感染防止のための消毒薬等の配布を行いました。	
	35 2	【シニアクラブ】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントは開催中止。通常の活動が継続できるように、市事務局で活動の指針を提示する。感染防止のための消毒薬等を配布する。 【サロン】 市事務局が、随時サロン活動の継続、休止等活動状況を、運営ボランティアから確認しました。※活動休止が全体の6割を占める現状	
市の役割	36	多くの人が参加できるように、シニアクラブやサロンの活動内容、場所等の情報を提供します。	
取組計画	36 1	市ホームページや広報もりやにより広報を行う。また、チラシ作成等の団体の自主的な周知活動を支援する	A
取組実績	36 1	シニアクラブ、サロン活動を、守谷市ホームページ等に掲載し活動の周知をしました。	
市の役割	37	シニアクラブやサロンの立ち上げ活動を支援します。	
取組計画	37 1	空白地域については、新規サロン設立を推進する	C
取組実績	37 1	高野地区まちづくり協議会 地域福祉部会(サロンチーム)の中で、サロンの立ち上げについて話し合いを計画していましたが、協議会開催中止となり、話し合いができていません。北守谷地区まちづくり協議会代表者とサロン活動の課題を共有したが、話し合いまでには至っていません。	
市の役割	38	脳活コーチボランティアによる活動を推進し、認知症予防を推進します。	
取組計画	38 1	オレンジカフェ、脳活未実施のサロン、各地区敬老行事など、活動を拡大する	A※
	38 2	フォローアップ研修会や介護予防推進活動支援者研修会を実施する	A※
取組実績	38 1	新型コロナウイルス感染拡大のため、脳活コーチボランティアの活動実績はありません。	
	38 2	脳活コーチボランティアの活動の見直しを行い、新たな認知症予防リーダー養成教室の開催を予定していましたが(R3.1月から2月)、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催中止となりました。(R3年度に開催延期)	
市の役割	39	もりや生涯学習リーダーバンクを周知するとともに、利用を推進します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	39	1 文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	C
取組実績	39	1 文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、利用が制限されたり、予定していた自主的な活動ができない状況になりました。	
市の役割	40	生涯学習講座や教室を開催します。	
取組計画	40	1 シニア対象者が参加できる講座を開催し、高齢者の仲間づくりと守谷の魅力や歴史の再発見を図る	A※
取組実績	40	1 シニア対象者が参加できる講座を開催し、高齢者の仲間づくりと守谷の魅力や歴史の再発見を図る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、予定どおりに講座等が開催できない(一部、動画配信等で開催する)が多かった。しかし、感染防止のための対策を講じた中で、実施した講座もありました。	
市の役割	41	生涯学習に関する情報を提供し、支援します。	
取組計画	41	1 広報もりや、公民館ホームページやSNS等、様々な手段で情報提供し、問合せにも適確に対応できるようにする	A※
取組実績	41	1 広報もりや、公民館ホームページやSNS等、様々な手段で情報提供し、問合せにも適確に対応できるようにしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、周知できる情報が一部になってしまいました。	

取組項目-2 障がい者の生きがい支援(2-1-2)

(取組の方向性)

地域でいつまでも自分らしく生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい者を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	42	講演会等を開催し、障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	
取組計画	42	1 講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発を実施する	A※
	42	2 広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用し、「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める取組を行う	A
	42	3 障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A※
取組実績	42	1 令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布、障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで、障がい者に対する理解を求めました。 2 障がい者週間においては、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、広報や市政情報モニター(ヘルプマーク含)に記事を掲載しました。	
	42	3 令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人との交流を行う予定でしたが、コロナ感染拡大防止の観点から中止になりました。	
市の役割	43	地域の人との交流イベントを開催します。	
取組計画	43	1 守谷市障がい者福祉センターで「ひこうせんまつり」を開催し、交流を促進する	A※
	43	2 特別支援学校と市立小学校の児童の交流を行う	A※
	43	3 事業所に対し、交流イベントの実施を促す	A※

区分	番号	内 容	評価
取組実績	43	1 守谷市障がい者福祉センターにおいて予定していた「ひこうせんまつり」はコロナウイルス感染拡大防止の観点から中止になりました。	
	43	2 コロナウイルス感染防止のため、交流の機会を設けることができませんでした。	
	43	3 福祉まつり実行委員会(事務局:社会福祉協議会)主催の福祉まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止になりました。	
市の役割	44	文化、スポーツ活動への参加を推進するために必要な支援を行います。	
取組計画	44	1 多様な媒体を通じて、文化、スポーツイベントの開催を周知する	A
	44	2 作品の発表機会を設ける	A
	44	3 公民館、体育館の使用料を免除する	A
取組実績	44	1 茨城県障害者スポーツ・文化協会主催のスポーツイベントやの美術展の開催に参加経験者ほか市民に広報・ツイッター・フェイスブックなどで周知しました。	
	44	2 令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介で作品等も展示しました。 中央図書館入口において、障がい者週間コーナーを設置し、障害児父母の会の活動の紹介や作品等の展示をしました。	
	44	3 公民館、体育館の使用料を免除しています。(2年度対象無)	
市の役割	45	障がい者への活動の場を提供することについて支援します。	
取組計画	45	1 「障がい福祉のしおり」や市ホームページ、福祉マップを通じて、事業所情報を周知する	A
取組実績	45	1 「障がい福祉のしおり」及び市ホームページに、事業所情報(名称、所在地、電話番号、提供サービス)を掲載しました。 令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介をしました。 市内の事業所紹介パンフレットや守谷障がい福祉事業所マップを社会福祉課窓口等で配布しています。	
市の役割	46	障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実することについて支援します。	
取組計画	46	1 相談支援専門員や事業所等を通じてボランティアニーズを把握し、ボランティア団体の関連部局と情報を共有して、必要なボランティア事業の実施を促す	C
取組実績	46	1 障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	

取組項目-3 就労機会の提供(2-1-3)

(取組の方向性)

高齢者や障がい者が就労することにより、生きがいを持ち安心して暮らせるように、職業安定所等との連携やシルバー人材センターを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	47	障がいのある人が就労できるよう働く場の拡大を働きかけます。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	47	1 市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する	D
	47	2 企業等での就労が困難な方のために、福祉的就労の場を確保する	A
取組実績	47	1 守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等で検討を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による観点のため、実施することができませんでした。	
	47	2 R3.3.31現在、市内には就労移行支援事業所が5箇所、就労継続支援A型事業所が2箇所、就労継続支援B型事業所が5箇所設置されています。	
市の役割	48	障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、相談支援や情報提供を行います。	
取組計画	48	1 企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等が受けられるよう、就労移行支援の利用を支援する	A
取組実績	48	1 支援が必要な障がい者に対して就労移行支援の利用を支援しました。(就労系福祉サービス利用者数:月 132 人)	
市の役割	49	シルバー人材センターを支援します。	
取組計画	49	1 シルバー人材センターの円滑な事業運営のために、その実情に応じて必要な支援を行う	A
取組実績	49	1 <p>①高齢者の労働能力や技能を活用できる就業機会の場として、業務を委託しました。また、随時活動状況について意見交換を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度生活援助事業 ・寝たきり高齢者紙おむつ支援事業(配達業務) <p>シルバー人材センターの事業運営に要する一部費用を補助金として交付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 300万円 ・会員数 400人(430人) <p>②シルバー人材センターの会員募集案内をホームページに掲載しています。</p>	

基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり(基本施策2 健康づくり意識の向上)

取組項目-1 生活習慣病予防の推進(2-2-1)

(取組の方向性)

健康的な生活習慣に関心が持てるように、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。
また、受診しやすい検診体制を整備することにより、健康診査・がん検診の受診率の向上を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	50	生活習慣病予防のための健康教育の充実を図ります。	
取組計画	50 1	各種生活習慣病予防教室を開催する	A※
	50 2	集団健康診査時に保健師による健康教育を実施する	A
取組実績	50 1	新型コロナウイルス感染予防に配慮し、教室開催を中止(0回)しました。	
	50 2	集団健康診査時に、生活習慣病予防に関するチラシを配布し啓発を実施(31日間 4,890人)しました。	
市の役割	51	ホームページや市政情報モニター等を活用した生活習慣病予防啓発活動を実施します。	
取組計画	51 1	9月の循環器疾患予防月間に、市政モニターやポスター掲示で啓発する	A
	51 2	家庭血圧の計り方などホームページで啓発する	A
取組実績	51 1	循環器疾患予防月間(9月)に啓発ポスターを掲示しました。	
	51 2	家庭血圧の測定方法について、ホームページに継続して掲載しています。	
市の役割	52	市民の食生活による健康づくりのために、地域のボランティアとして活動する食生活改善推進員を定期的に養成します。	
取組計画	52 1	推進員数の減少が見込まれた場合養成講座を実施し、推進員数の増加を図り、地域において広く食育推進活動に取り組んでいく	B
取組実績	52 1	地域で広く食育活動を実施するために、養成講座を実施し推進員の増員を図りました。(養成講座1回 参加者10人)	
市の役割	53	食生活改善推進員と協働で食育活動を各地域で展開します。	
取組計画	53 1	各地区において実施する住民健診時に、試食会やチラシ配布を通して、減塩や野菜摂取を推進する	A※
取組実績	53 1	新型コロナウイルス感染予防に配慮し、試食配布は中止しました。 乳幼児健診時に食育に関するチラシを配布し、野菜摂取や減塩に関する啓発を実施しました。(1歳6か月児健診596件 3歳5か月児健診644件)	
市の役割	54	小児生活習慣病予防検診等の実施により、子どもの時からの適正体重などへの意識付けや野菜摂取を推進します。	
取組計画	54 1	市内の小学4年生を対象に、生活習慣病予防栄養健康教育を実施する	A
取組実績	54 1	市内小学4年生を対象に、生活習慣病予防のために必要な野菜について学習用テキストを配布しました。(9校 721人)	
市の役割	55	受診しやすい検診体制を整備します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	55 1	骨粗しょう症検診と乳がん単独(集団)検診時に大腸がん検診の同時受診を実施する	A
	55 2	好発年齢に個人通知を実施する	A
取組実績	55 1	骨粗しょう症検診時に、大腸がん検診受診希望者に同時受診で実施しました。(25件)	
	55 2	子宮がん・乳がん・胃がん・大腸がん検診の受診勧奨通知を実施しました。(子宮がん7,371件 乳がん9,107件 胃・大腸がん20,190件)	

取組項目-2 身体活動・運動の推進(2-2-2)

(取組の方向性)

いつでも、どこでも、楽しく運動に取り組めるように、スポーツ活動やシルバーリハビリ体操を推進するとともに、出前サロンやシニアクラブを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	56	ウォーキングマップやいばらきヘルスロードを周知します。	
取組計画	56 1	「ミニ歩く会」と協働で「ウォーキング教室」を開催する。 県の事業であるヘルスロードの周知を実施する。	A※
取組実績	56 1	ウォーキングマップを保健センター内に設置し希望者に配布しました。 ウォーキング教室は、新型コロナウイルス感染予防に配慮し中止しました。	
市の役割	57	ミニ歩く会等自主団体と協働でウォーキング教室等を開催し、ウォーキングや軽スポーツ等の運動を推進します。	
取組計画	57 1	「ミニ歩く会」と協働で「ウォーキング教室」を開催し、新規会員へのフォローを実施する	A※
	57 2	ラジオ体操の普及のために、CDラジカセ、CDの貸し出しを行う	A
	57 3	ラジオ体操を普及するために、事業のPR活動を強化する	A
取組実績	57 1	コロナウイルス感染症予防に配慮し、「ミニ歩く会」の活動を中止しました。	
	57 2	ラジオ体操を実施し希望する団体にラジカセ等の物品の貸出しを実施しました。	
	57 3	保健センター敷地内に啓発用のぼり旗を設置しました。	
市の役割	58	ウォーキングコースの看板設置の工夫や公園に設置した健康器具の使用法の周知により、地域全体で運動する機会の充実を図ります。	
取組計画	58 1	公園の健康器具の活用などホームページや運動サークルへの周知を実施する	A※
	58 2	集団健康診査会場にて、公園の健康器具の周知を行う	A※
取組実績	58 1 2	コロナ禍の中で、健康器具を使用するにあたり、消毒等の理由から積極的な活用が薦められなかったため、周知は実施しませんでした。	
市の役割	59	シルバーリハビリ体操指導士会に体操指導を委託し、シルバーリハビリ体操を更に推進します。	
取組計画	59 1	シルバーリハビリ体操の推進のためにシルバーリハビリ体操指導士会に委託を継続する	A
	59 2	シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会開催を継続する	A

区分	番号	内 容	評価
取組計画	59 3	推進事業の市内全域拡大に努める	A
取組実績	59 1	市とシルバーリハビリ指導士会との委託を継続し、市内でのシルバーリハビリ体操(介護予防事業)の推進を図りました。新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた活動の支援を行いました。R3年度委託に向けた指導士会との意見交換(ヒアリング)を実施しました。	
	59 2	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会を10月から11月に開催し(5回)、11名の指導士を養成しました。	
	59 3	市内61か所でシルバーリハビリ体操を実施(29教室, 33サロン) 62か所の活動場所の紹介をホームページ等で周知しました。	
市の役割	60	各種スポーツ大会・教室の開催など、スポーツ活動に取り組むための支援をします。	
取組計画	60 1	スポーツフェスティバルで、子どもから高齢者までいっしょに楽しめるスポーツ・レクリエーションの体験教室を実施する	A※
取組実績	60 1	新型コロナウイルスの対策として、スポーツフェスティバル等の一箇所に人を集めるイベント開催を中止することとし、感染防止対策を講じた上で、分散型で安全に実施できる企画内容としました。スポーツ・レクリエーションに触れる機会の創出として、各種大会等を実施したほか、オンラインを活用した子ども向け、指導者・保護者向けの講習会や個人が気軽に実施できるウォーキング、ランニングのイベントを開催しました。	

取組項目-3 こころの健康の推進(2-2-3)

(取組の方向性)

こころの健康に関する情報を周知するとともに、「こころの健康」相談窓口を充実します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	61	こころの健康に関する情報を周知します。	
取組計画	61 1	ホームページやショッピングセンターなどでアルコール関係や自殺の問題について啓発を実施する	A※
取組実績	61 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに「こころの健康」に関する情報を掲載しました。 ・全戸配布している保健センター予定表に、「こころの健康相談」および精神保健福祉士による出前講座の情報を掲載しました。 ・「こころの健康相談」の相談日については、広報もりやにも掲載し周知しています。 ・ショッピングセンターでの街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、中止としました。 	
市の役割	62	地域の人が参加しやすい出前講座を開催します。	
取組計画	62 1	関連団体に対し、出前講座の周知を図る	A
取組実績	62 1	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター予定表に出前講座について掲載しました。 ・関連団体に対する学習会を実施(1回 4人)しました。 	
市の役割	63	「こころの健康」相談窓口の周知を図るとともに、福祉・医療関係機関等と連携し相談対応の充実に努めます。	
取組計画	63 1	引き続き、ホームページや広報紙により、「こころの健康」相談窓口の周知を図る	A
	63 2	関係機関との連携を深め、こころの健康相談に対応する	A

区分	番号		内 容	評価
取組実績	63	1	・ホームページや広報もりや, 保健センター予定表で「こころの健康」相談窓口の周知を図っています。	
	63	2	・関連機関と連携し, こころの健康相談に対応しています。	

基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり(基本施策1 相談体制の充実)

取組項目-1 相談・支援体制の充実(3-1-1)

(取組の方向性)

困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	64	相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応します。	
	65	複雑多様な個別の相談について、的確に応じることができるよう、相談窓口の充実を図るとともに、相談を受ける人材の育成を図ります。	
	69	複合的で複雑な相談の対応については、専門機関と連携を図るとともに、保健・福祉担当課で組織する「保健福祉部関連業務に関する処遇検討会議」において、最も適したサービスの種類や処遇について検討します。	
取組計画	1	困りごとを抱えている人が相談に来た場合、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応する	A
	2	同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛ける	A
	64 65 69	3 複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経験を積み重ねることで人材の育成を行う	A
	4	4 複合的な相談については、支援方法等を関係課と協議を行い、最も適したサービスや処遇につなげる	A
	5	5 高齢者の総合相談業務を担う地域包括支援センターを、市内2カ所に開設し、相談窓口の充実を図る	A
取組実績	64 65 69	(社会福祉課) 1 課の単位にとらわれることなく、障がい者の年齢やライフステージ、家族構成などを勘案して 2 個々のケースごとに相談に応じています。 3 また、専門性の高い相談については、地域活動支援センターや相談支援事業所といった外部 4 の機関と連携して相談に応じています。	
	64 65 69	(健幸長寿課) 1 相談対応 高齢者の総合相談業務、権利擁護業務、ケアマネジメント業務を担う地域包括支援センターを民間へ委託し、市内2箇所(北部・南部)に高齢者の身近な相談窓口を開設しました。相談内容により、委託地域包括支援センターと健幸長寿課職員の専門職が連携し対応しています。また、複合的相談や困難事例に対しては、他課及び関係機関、地区の民生委員と連携し、対応をしています。 2 地域包括支援センターの周知 広報やホームページ等を活用し、地域包括支援センターの周知を実施しました。また、民生委員等に地域包括支援センター職員の紹介を行いました。	
	64 65 69	(すくすく保育課) 1 DV被害者、児童虐待、発達障害などの保育の提供や入所選考を行うために保健センター、こども療育教室などの関係部署と連携を行いました。また、保育の提供以外の福祉サービスの案内や担当課への引継ぎ等を行い、相談者が円滑に必要な支援を受けられるよう連携を図りました。 2 3 4 主として窓口の受付を行う会計年度任用職員には勤続年数の多い、経験と知識が豊かな職員を配置して様々な状況に対応できる体制で業務を行いました。	
	64 65 69	(のびのび子育て課) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活面や経済面からの不安による相談が増えました。相談者の話や思いを聞いた上で状況を捉え、どのような支援が必要かを考えながら、関係機関と連携して対応してきました。まずは、保護者が、安心して主体的に生活していくことができるように、定期的に面接をしながら支援をしました。 2 3 4 ・相談の内容により、専門の相談員につなげ、相談者が話しやすい雰囲気をつくることで、相談が深まり、最終的に課題解決に向かうことができました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	64 65 69	1 (介護福祉課) 2 困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分 3 かりやすく親切丁寧に対応しました。 4	
	64 65 69	1 (保健センター) ・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分 かりやすく親切丁寧に対応しています。 ・気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛けていま す。 2 3 4 ・複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経 験を積み重ねることで人材の育成を行っています。 ・困難事例に対しての指導を受けられるよう、外部講師を招いたケース検討研修会を実施しま した。 ・複合的な相談については、支援方法等を関係課と協議を行い、最も適したサービスや処遇 につなげています。	
	64 65 69	1 (国保年金課) ・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分 かりやすく親切丁寧に対応しました。特に還付金詐欺の電話については、消費者相談セン ターへ繋いだり、市政情報モニターを使用し啓発を行いました。 2 3 4 ・同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう 心掛けました。 ・複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経 験を積み重ねることで人材の育成を行いました。 ・複合的な相談については、支援方法等を関係課と協議を行い、最も適したサービスや処遇 につなげるよう努めました。	
市の役割	66	高齢者に対しては、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが相談窓口となり、生活 を軸とした相談を受け、適切な制度の利用につなげるとともに、必要に応じて支援します。	
取組計画	66	1 南部・北部地域包括支援センターに総合相談業務を委託するため、市民に対する周知活動 を強化する	B
	66	2 ・南部・北部地域包括支援センター職員として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を 配置し、高齢者等の総合相談に対応する ・複合的相談や困難事例等については、他課及び関係機関、地区の民生委員と連携し、適 切な支援に結び付けるように対応する	B
	66	3 休日夜間対応を、南部・北部地域包括支援センターが担い、市や関係機関等と連携を図りな がら支援できるようにする	B
取組実績	66	1 南部・北部地域包括支援センター職員が、アウトリーチ型相談に取り組むと共に、複合的相談 2 や困難事例等に対して、市健幸長寿課や関係機関と連携し総合相談に対応しています。 相談件数2400件(南部949件、北部1,451件)	
	66	3 休日夜間対応を、南部・北部地域包括支援センターが担い、市や関係機関等と連携を図りな がら対応しました。(10件)	
市の役割	67	障がい者(児)に関する相談については、市役所の相談窓口のほか、障がい者相談支援セン ター、保健センター、こども療育教室、障がい者相談員などと、お互いに連携して相談に応じ るとともに、必要に応じて支援します。	
取組計画	67	1 課の単位にとらわれることなく、相談の内容に応じて関連部署が連携して支援する	A
	67	2 相談機関の案内については、サービス利用の相談が相談支援事業所、また、当事者の立場 での相談は障がい者相談員といったように、ニーズに沿った案内をする	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	67	1 2 課の単位にとらわれることなく、障がい者の年齢やライフステージ、家族構成などを勘案して個々のケースごとに相談に応じています。 また、専門性の高い相談については、地域活動支援センターや相談支援事業所といった外部の機関と連携して相談に応じています。 身体障がい者相談員を2人、知的障がい者相談員を1人任命し、当事者やその家族の視点から相談に応じています。	
市の役割	68	子ども・子育てに関する相談では、市役所の相談窓口のほか、家庭児童相談室、保健センター、保育所、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	
取組計画	68	1 子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待案件や相談等に対し、ケースワークをしながら、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と連携して対応を行う	A
	68	2 引き続き、母子手帳交付時の全数面接を実施。妊娠後期の体調確認や支援状況の確認にも取り組んでいく	A
	68	3 引き続き、各関係機関との連携を図っていく。子育て支援の関係機関との連携体制も整えていく	A
	68	4 引き続き、妊婦面接・要支援妊婦への訪問、転入児の面接・訪問、赤ちゃん訪問等を行い、顔の見える関係づくりに取り組んでいく	A
取組実績	68	1 ・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関による代表者会議と実務者会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、書面会議となりました。 ・個別ケース検討会議や進行管理会議は開催し、ケース進捗状況の確認や児童相談所から技術的な助言を受けることができました。	
	68	2 平成30年4月2日より、子育て世代包括支援センターをオープンしました。正職員保健師、正職員保育士、嘱託看護師1名、非常勤保育士1名合計4名の専門職スタッフを配置し、母子保健型と基本型を開設しています。本年度は、母子健康手帳交付時の全数面接を行い、妊娠前から出産までの相談や不安の軽減を図ることに重点をおいて取り組んできました。 母子健康手帳交付者551人 (全数面接実施)	
	68	3 医療機関等の各関係機関との連絡会議等に参加し、連携体制を整えました。	
	68	4 妊婦面接・要支援妊婦への訪問、転入児の面接・訪問、赤ちゃん訪問等を行い、顔の見える関係づくりに取り組みました。 転入妊婦面接 57件 転入児面接 375件 要支援妊産婦訪問 4件	
市の役割	70	在宅介護支援センターの事業内容等を周知します。	
取組計画	70	1 令和2年度に地域包括支援センターを2か所開設したため、R1年度末をもって在宅介護支援センターを廃止	—
市の役割	71	市民に民生委員・児童委員の活動を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう支援します。	
取組計画	71	1 引き続き、活動内容等について、広報紙やホームページにより周知する	A
取組実績	71	1 5月12日の「民生委員・児童委員の日」、「活動強化週間(5月12日～18日)」に合わせ、広報もりや5月10日号に民生委員・児童委員についての周知内容を掲載しました。	

基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり(基本施策2 情報発信の充実)

取組項目-1 各種福祉情報の収集及び発信(3-2-1)

(取組の方向性)

福祉サービスに関する情報が、必要とする人にとって入手しやすいよう適切で効果的な情報伝達手段を構築します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	72	広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供します。	
取組計画	72	1 福祉サービスが適切に利用できるように、広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供する	A
取組実績	72	1 (社会福祉課) 「障がい者福祉のしおり」に福祉サービスの情報を一括して掲載し、新規に障がい者手帳の交付を受けた方や福祉サービスの利用を希望する方に案内しています。 ホームページにおいて、障がい福祉サービスの種類や事業所、手続等に係る情報を掲載しています。 市内の事業所紹介パンフレットや守谷障がい福祉事業所マップを社会福祉課窓口等で配布しています。	
	72	1 (健幸長寿課) 広報もりや、ホームページ、窓口、ケアマネジャー、民生委員等を通じて、福祉サービスの情報(守谷市介護保険・高齢福祉ガイドブック、高齢者福祉サービス)を提供しました。 団体等の要請により、介護保険の仕組みについて講話を実施しました(出前講座)。1回	
	72	1 (すくすく保育課) 保育所関係では毎月の利用調整の結果として年齢別に入所不承諾児童数を市のホームページで公表しました。また、令和2年9月から利用調整する施設の年齢別受入児童数をホームページで公表しました。更に広報もりやにて市内幼稚園(8月10日号)及び保育所(9月10日号)などの入所案内を掲載しました。	
	72	1 (のびのび子育て課) ・ホームページやMorinfo(もりんふお)に導入した「子育てナビ」への登録者に対して、「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な情報をモバイルで提供しました。 ・地域子育て支援センターが実施する子育て広場等の情報を、毎月の広報紙やホームページへの掲載のほか、公民館や児童センターなど16か所に月のお便りとして市民に配布しています。	
	72	1 (介護福祉課) 広報もりや、ホームページ、窓口等を通じて、介護保険制度の情報(守谷市介護保険・高齢者福祉ガイドブック、高齢者福祉サービス)を提供しました。	
	72	1 (保健センター) 本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の渦中にあり、検診をはじめとする保健業務全般において大幅な変更が生じました。 感染防止のための受診体制の確保、感染症への不安や相談等についての対応、予防のためのワクチン接種体制の確立など、医師会、保健所等の関係機関と連携し、広報もりや、ホームページ、もりんふお等を活用し、分かりやすく周知し安全で安心な保健福祉サービスの提供に努めています。	
	72	1 (国保年金課) ・福祉サービスが適切に利用できるように、広報もりや、ホームページ、市政情報モニター等を活用し、分かりやすい情報を提供しました。 ・広報もりや、市政情報モニター ジェネリック医薬品の利用促進 医療費の適用適正化 国民年金の免除など	
市の役割	73	福祉分野ごとのガイドブックを分かりやすく作成し、周知に努めます。	
取組計画	73	1 福祉サービスが適切に利用できるように、福祉分野ごとの分かりやすいガイドブックを発行する	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	73	1 (社会福祉課) 「障がい者福祉のしおり」に福祉サービスの情報を一括して掲載し、新規に障がい者手帳の交付を受けた方や福祉サービスの利用を希望する方に案内しています。 ホームページにおいて、障がい福祉サービスの種類や事業所、手続等に係る情報を掲載しています。 市内の事業所紹介パンフレットや守谷障がい福祉事業所マップを社会福祉課窓口等で配布しています。	
	73	1 (健幸長寿課) 守谷市高齢者福祉・介護保険ガイドブックを1,000部作成し、窓口や出前講座等で福祉サービスの情報提供をしました。	
	73	1 (介護福祉課) 守谷市高齢者福祉・介護保険ガイドブックを1,000部作成し、窓口で介護保険制度の情報提供をしました。 介護保険料のお知らせ(リーフレット)を作成し、65歳到達者や転入等で年度途中で資格を取得した方に対して納付書を発送する時に合わせて同封し、介護保険料の仕組みを周知しています。	
	73	1 (すくすく保育課) 保育所関係では保育所の利用申込のための「保育所等入所のご案内」を作成し、申請書と共に配布を行いました。	
	73	1 (のびのび子育て課) ・地域子育て支援センターが作成している「子育てトライアングルブック」において、公共施設や子育て支援施策の周知をしました。	
	73	1 (保健センター) 令和2年度守谷市保健センター予定表を発行するとともに、サービスが必要な対象者には、わかりやすい説明や利用窓口について紹介しました。	
	73	1 (国保年金課) ①保険証一斉更新時及び75歳の誕生日を迎え後期高齢者に移行する方等に対し、後期高齢者医療制度の御案内を送付。制度の周知を図りました。 保険証一斉更新発送 6,539通 令和2年度75歳達成発送 560通 ②「国保のしくみ」を国民健康保険税納付書送付時(本算定)に送付及び窓口での加入手続きの際に渡して、国民健康保険に関する周知を図りました。 本算定 7,873通	
市の役割	74	出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。	
取組計画	74	1 シニア活動団体等の要請により介護保険制度等の出前講座を実施する	A※
	74	2 伊奈特別支援学校守谷地区会の保護者を対象とした説明会等を通じて、福祉サービスに関する情報を提供する	A※
	74	3 ホームページやSNSを活用し、子育てに必要な不可欠な情報を提供する	A
	74	4 ひろば事業等において、子育てイベントのチラシの配布や子育て相談を実施する	A
取組実績	74	1 サロンやシニアクラブ等に出向き、介護保険制度等について出前講座を開催しました。 回数1回 参加者4名 ※新型コロナウイルス感染拡大防止により、サロン活動等を休止している箇所も多いことから、要請が少なかった。ミニ出前講座を企画し、実施可能なサロンに出向きました。	
	74	2 伊奈特別支援学校守谷地区会の保護者を対象として例年行っていた、障がい福祉サービスや各種手当障害年金等に係る説明会は、新型コロナ感染予防の観点から実施できませんでした。 伊奈特別支援学校3年生及びその保護者向けに例年行っていた障害福祉サービス利用等についての全体的な説明会は、新型コロナ感染予防の観点から実施できなかったため、個々に説明を行いました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	74 3	ホームページの育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」では場面に応じた子育て情報を分かりやすく案内するとともに、ホームページや「Morinfo(もりんふお)」に導入した「子育てナビ」への登録者に対しては、「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な情報をモバイルで提供しています。	
	74 4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターが実施する子育て広場等の情報を、毎月の広報紙やホームページへの掲載のほか、公民館や児童センターなど16か所に月のお便りとして市民に配布しています。 ・地域子育て支援センターで実施する子育て広場において、育児相談を実施しており、子どもの問題について、継続的な支援を必要とするケースについては、保護者の了解のもと、家庭児童相談室に引き継ぎ、個別対応をしながら、継続的に対応をしました。 	

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策1 防災・防犯対策等の充実)

取組項目-1 避難行動要支援者登録制度の周知と支援体制の充実(4-1-1)

(取組の方向性)

避難行動要支援者登録制度の更なる周知、普及を図り、災害時に地域の中で必要な支援が受けられる体制を目指します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	75	災害時は、市からのメールもりやをはじめ、多様な伝達手段により自治会・町内会を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。	
取組計画	75 1	「Morinfo防災版」の市民への更なる浸透と防災訓練への活用による、迅速・適切な情報伝達に努める	B
取組実績	75 1	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス対策のため防災訓練を縮小したため、「Morinfo(防災版)」を活用した情報伝達訓練を含めた避難所訓練は実施しませんでした。 防災講話において、「Morinfo(防災版)」についての紹介・説明を行いました。 自治会長等のメールアドレスを確認し、災害時には一斉配信ができるようにしました。 	
市の役割	76	避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やします。	
	77	避難支援活動に協力する自治会・町内会を支援します。	
	78	避難行動要支援者登録制度の周知及び普及を図ります。	
取組計画	76 77 78 1	避難行動要支援者名簿を更新し、町内会・自治会、民生委員児童委員等の支援者に交付する。 また、同意確認がとれない要支援者や、協力いただいていない町内会・自治会に対して働きかけを行い、避難行動要支援者登録制度の周知と普及を図る。	C
取組実績	76 77 78 1	避難行動要支援者名簿を年2回更新し、要支援者の支援に協力いただける町内会・自治会や民生委員に交付しました。また、不同意者への同意勧奨通知や不受理町内会・自治会に対する名簿の受領勧奨通知を発送しました。	

取組項目-2 自主防災組織への活動支援(4-1-2)

(取組の方向性)

自主防災組織等の支援組織と情報を共有することにより、災害時における情報伝達や避難誘導等、災害に備えた避難支援体制づくりに努めます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	79	消防署、消防団、防災関係団体の協力を得て、市主催の防災訓練の実施や地域による防災訓練の支援を通じて、防災意識の啓発を行います。	
取組計画	79 1	防災講演会や自治会での防災講話等を通じて、市民に自主防災組織の重要性を周知し、訓練の主体となる組織の結成を促進する	B
取組実績	79 1	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会や自治会での防災講話等を通じて、市民に自主防災組織の重要性を周知するとともに、結成における会議や資材整備の支援を行い、結成数の増加を図りました。 自主防災組織の必要性について、広報で周知、啓発を図りました。 	
市の役割	80	防災講演会や広報紙等で、防災に関する意識の向上を図ります。	
取組計画	80 1	市主催の防災講演会で意識の向上を図る	A※
	80 2	「Morinfo防災版」等を活用した訓練を推進する	B※

区分	番号	内 容	評価
取組実績	80	1 新型コロナウイルス対策のため防災講演会を中止したため実施できませんでした。	
	80	2 新型コロナウイルス対策のため防災訓練を縮小したため、「Morinfo防災版」等を活用した訓練は実施できませんでした。	
市の役割	81	自主防災組織を結成する場合に資機材の援助と活動を支援します。	
取組計画	81	1 自主防災組織の結成を引き続き推進するとともに、自主防災組織の強化にも注力する	A
取組実績	81	1 自主防災組織の結成を引続き推進するとともに、自主防災組織の強化にも注力しています。自主防災組織の重要性や設立にあたっての支援制度を周知することで、自主防災組織の結成を促進しています。	
市の役割	82	避難所運営を支援します。	
取組計画	82	1 避難所運営マニュアルを作成し、職員向け避難所開設等の実践的な訓練を行う	B
	82	2 避難所開設訓練を実施する	A※
取組実績	82	1 交通防災課と避難所班、要配慮者支援対策班、救護班等が新型コロナウイルス感染防止を踏まえた避難所運営について協議し、避難所運営方法の新たな指針を作成し、避難所訓練担当職員向けに説明会を実施しました。 8月：交通防災課、避難所班、救護班で避難所設置訓練を実施しました。 9月：地域住民との協働で、避難所設置訓練を実施しました。	
	82	2 参加者を限定して新型コロナウイルスに対応した避難所訓練を実施したため、参加人数は計画値を大きく下回っています。	

取組項目-3 地域防犯体制(子どもの見守り等)の充実(4-1-3)

(取組の方向性)

市と関係機関・団体、地域が連携し、犯罪防止の体制づくりを推進します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	83	防犯キャンペーン・防犯パトロールなどを通じて、市民の防犯意識の高揚に努めます。	
取組計画	83	1 合同パトロールを定例的に実施できるようにし、参加団体と交番との信頼関係を構築し、防犯活動の向上を図る	A※
取組実績	83	1 合同パトロールを定例的に実施できるようにし、参加団体と交番との信頼関係を構築し、防犯活動の向上を図っています。 (新型コロナウイルス対策で参加者数は計画値を大きく下回っています。)	
市の役割	84	メールもりや、SNS、ホームページ及び広報もりやを通して、防犯情報を提供します。	
取組計画	84	1 「Morinfo」の防犯情報について運用上見やすくなるよう検討する	A
取組実績	84	1 警察からの情報提供(ひばりくんメール)や市民、学校等からの連絡に基づきメールもりや・「Morinfo(もりんふお)」を通じて市民に情報発信し、犯罪被害の増加防止に努めるとともに、見やすく分かりやすい情報掲載に努めました。	
市の役割	85	事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。(再掲)	
取組計画	85	1 見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	85	1 <p>①見守り活動等に関する協力事業所が新たに2か所増え、56事業所に拡大しました。(前年度55事業所, R2年度1事業所廃止)</p> <p>②徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の周知を行い, 利用を促進しました。 R2年度新規登録者数 25人</p> <p>③見守り活動等協力事業へのメールもりや防犯情報への登録を促進しました。</p> <p>④見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やすために, 見守り活動等協力事業所について広報等で周知しました。また, 徘徊高齢者の搜索活動時に, 協力事業への情報提供を行いました。(搜索件数 6件)</p>	
市の役割	86	通学路などの青色防犯パトロール車による巡回や立哨活動を保護者や地域の協力を得て引き続き行います。	
取組計画	86	1 市民参加型の防犯パトロールの充実を図るとともに, 防犯パトロールを継続的に実施する	A※
	86	2 立哨活動を実施する	A
	86	3 通学路の安全点検を実施する	A
取組実績	86	1 市民参加型の防犯パトロールの充実を図っているが, 新型コロナウイルス感染予防のため, 緊急事態宣言が発出され, この期間はパトロールも一時休止となりました。	
	86	2 24名の通学補助員により, 通学路上の特に危険と思われる交差点等16箇所において立哨活動を実施しました。	
	86	3 学校, 取手警察署, 竜ヶ崎工事事務所, 建設課, 交通防災課, 学校教育課で通学路の合同点検を実施しました。	
市の役割	87	不審者等の情報は, 速やかな保護者への周知と全校での共有に引き続き努めます。	
取組計画	87	1 市民参加型の防犯パトロールの充実を図るとともに, 防犯パトロールを継続的に実施し, 犯罪抑止環境の整備に努める。	A
	87	2 防犯情報を速やかに保護者に提供する	A
取組実績	87	1 警察からの情報提供(ひばりくんメール)や市民, 学校等からの連絡に基づき「メールもりや」・「Morinfo(もりんふお)」を通じて市民に情報発信し, 犯罪被害の増加防止に努めました。	
	87	2 小中学校のホームページやメールマガジン等を利用し, 不審者情報や防犯情報等を速やかに保護者に提供しました。	

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策2 権利擁護体制の充実)

取組項目-1 高齢者, 子ども, 障がい者等に対する虐待・DV対応(4-2-1)

(取組の方向性)

高齢者や子ども, 障がい者等に対する虐待やDVの予防, 早期発見・早期対応を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	88	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携を図りながら, 児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	
取組計画	88 1	子ども家庭総合支援拠点を運営し, 虐待案件や相談等に対し, ケースワークをしながら, 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と連携して対応を行う	A
取組実績	88 1	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点を設置し, 虐待対応専門員を配置しました。虐待対応については, 守谷市家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と連携しながら行うことができました。特に虐待通報の場合は, 子どもの確認を48時間以内にするようになっており, 状況に応じてはその場で児童相談所へ連絡して一時保護をしていただくことが必要なケースもあります。そのため, 情報収集だけでなく, 保護者や子どもの聞き取りをしながら, まずは子どもの安全を優先して対応してきました。 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関による代表者会議と実務者会議は, 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により, 書面会議となりました。個別支援検討会議や進行管理会議は開催し, ケース進捗状況の確認や, 児童相談所等の関係機関から技術的な助言を受けることができました。 	
市の役割	89	児童虐待, 障がい者虐待, 高齢者虐待の防止に関する啓発を進めるとともに, 擁護者への早期対応・早期支援を行います。	
取組計画	89 1	市民, 福祉サービス事業者に対して, 虐待防止の啓発を行う	A
取組計画	89 2	虐待等案件については, 相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら, 早期対応・早期支援を行う	A
取組計画	89 3	必要に応じて, 関係機関と連携し, 対応する	A
取組実績	89 1	(社会福祉課) 「障がい者福祉のしおり」において, 障がい者虐待防止センターを周知しています。事業所に対しては, 万が一虐待事例を発見した場合には市に即刻通報するよう協力を要請しています。	
取組実績	89 1	(健幸長寿課) 介護保険事業所等の専門職向け権利擁護研修会(虐待, 成年後見)を11月30日に開催し, 対応方法などについて受講いただきました。	
取組実績	89 2 3	(社会福祉課) 家族による虐待と思われる事例の報告が1件ありました。関係機関と情報連携を行い事実関係の確認を行いました。福祉サービスの内容を見直し, 他の適したサービスの支給を行いました。	
取組実績	89 2 3	(健幸長寿課) 虐待等案件については, 相談内容や家族の構成等を踏まえ, 市と委託地域包括支援センターが連携し情報共有を図りながら, 早期対応・支援を行いました。 相談対応件数14件	
取組実績	89 2 3	(のびのび子育て課) <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止推進月間(11月)に合わせて, 市広報誌に, 支援を求める保護者や児童の具体的な事例を掲載し, 虐待防止の周知を図りました。 虐待相談については, 相談内容や家族構成等を踏まえ, 実際に起きている問題を捉え, 重大な事態に発展しないよう関係機関とアセスメントを実施しました。また, 機関ごとの役割分担を決め, 情報を共有しながら, 同じ方向で支援が展開してしていけるように中心機関として対応をしました。 	
市の役割	90	虐待対応については, 高齢者と接する機会の多い介護サービス事業所等の職員に対する研修を行います。	
取組計画	90 1	高齢者との関わりが多い, 介護支援専門員や介護サービス事業所職員を対象に, 高齢者の権利擁護に関する研修を行う	A
取組計画	90 2	介護支援専門員等からの虐待通報や相談を, 地域包括支援センターが中心となり, 解決に向けた支援をする	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	90 1	介護サービス事業所等の専門職向け権利擁護研修会(虐待, 成年後見)を, 北部地域包括支援センターが開催しました(R2.11.30)。	
	90 2	担当ケアマネジャー等の専門職や警察からの虐待相談・通報を受け, 市健幸長寿課と各地域包括支援センターが連携を強化しながら, 必要な支援を行いました。 虐待対応件数 14件(実件数)	
市の役割	91	DVに対してスムーズに対応できるよう, 女性相談センター, 警察等の関係機関と連携体制を強化します。	
取組計画	91 1	男女共同参画推進計画を基に, DV防止のための啓発活動を実施する	A※
	91 2	DV相談担当職員の研修会への参加などにより, 相談体制の更なる充実を図る	A
取組実績	91 1	年度当初に, 例年どおり, 市内中学生を対象とした「デートDV防止講座」を開催する予定でしたが, コロナ禍のため学校側と協議し中止しました。 関係機関から送付されたポスターやパンフレットを掲示・設置し, 相談窓口などの情報提供を行いました。	
	91 2	市民協働推進課や児童福祉課のDV相談担当の職員が県主催のDV相談に関する研修会に参加しました。具体的な事例と対応策等が勉強でき, 相談体制の更なる充実につなげました。	
市の役割	92	講演会等を開催し認知症や障がい者に対する関心を高め, 意識の啓発や福祉への理解を図ります。	
取組計画	92 1	認知症サポーター養成講座を継続実施する	A※
	92 2	認知症を知る月間などで市民啓発活動を行う	A※
	92 3	講演会を開催するほか, 障がい者週間における啓発を実施する	A※
	92 4	市広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて, 「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める取組を行う	A
	92 5	障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A※
取組実績	92 1	認知症サポーター養成講座を, 市ホームページや広報等で周知し, 要請に応じて講座を開催しました。(96人/4回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で, 認知症サポーター養成講座の積極的な周知ができませんでした。	
	92 2	9月の認知症を知る月間に認知症に関する知識の普及啓発を図りました。 ・広報9/10号で掲載 認知症家族(介護者)や支援者の体験談等を掲載 ・図書館に協力を依頼し, 啓発を実施 ・認知症サポーター養成講座(高野地区まちづくり協議会 9/29) 受講者:22名 ・特定健康診査会場にて, 認知症に関するチラシ2,500枚配布 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため, 講演会等の啓発活動が計画どおり開催ができませんでした。	
	92 3 4	令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布, 障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで, 障がい者に対するの理解を求めました。 障がい者週間においては, 庁舎正面に懸垂幕を設置したほか, 広報や市政情報モニター(ヘルプマーク含)に記事を掲載しました。	
	92 5	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し, 通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに, 障がいのある人との交流を行う予定でしたが, コロナ感染拡大防止の観点から中止になりました。	

取組項目-2 成年後見制度の利用促進(4-2-2)

(取組の方向性)

判断能力が不十分な人へ適切な支援を行うため、関係機関・団体と連携し、成年後見制度の利用を促進します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	93	判断能力が十分でない高齢者、障がい者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の内容を分かりやすく説明し、普及促進等を図ります。	
取組計画	93 1	成年後見制度の活用が必要と思われる場合には、家族等に成年後見制度の概要や申立て手続等について分かりやすく説明を行うとともに、ホームページ等を通じて制度の普及促進を図る	A
	93 2	南部・北部地域包括支援センター窓口での総合相談等通じ必要な支援を行う	A
	93 3	成年後見利用促進計画を策定(第8期介護保険事業計画に盛り込む)する	A
取組実績	93 1	(社会福祉課) 窓口において成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行っています。 今後、成年後見制度についてのパンフレットを作成する予定です。	
	93 1	(健幸長寿課) 市ホームページにおいて、成年後見制度の内容等を周知しました。 市健幸長寿課職員が成年後見制度の相談24件、申し立て支援14件に対応しました。(相談内容により、地域包括支援センターと連携を図り対応) また、後見人への支援を市健幸長寿課成年後見担当職員(社会福祉士)が実施しました。 成年後見審判市長申立て審査会開催 1件(3月開催)	
	93 2	各団体からの要請により成年後見制度の出前講座を開催しました。 実績:2回 34名	
	93 3	令和2年1月に市内障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所等の関係機関に対して、成年後見制度に関するアンケート調査を実施しました。 アンケートの結果や成年後見制度に関する専門職(弁護士、司法書士等)の助言等を反映し、成年後見制度利用促進計画を(第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に位置付け)策定しました。	
	93 4	権利擁護関係機関情報交換会を開催(R2.10.8)し、家庭裁判所・弁護士・司法書士・社会福祉協議会等の関係機関と、制度の課題等について意見交換を実施しました。	
市の役割	94	制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。	
取組計画	94 1	成年後見制度の利用相談については、制度や申立先等の案内や支援をする	A
	94 2	成年後見制度の利用促進に向け、市と地域包括支援センターが連携し、関係機関等との情報交換会を開催する	A
取組実績	94 1	(社会福祉課) 窓口において、成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行いました。	
	94 1	(健幸長寿課) 取組93-1と同様	
	94 2	(健幸長寿課) 取組93-3、取組93-4と同様	
市の役割	95	介護サービス事業所の職員に対し、研修会を開催して制度の理解を促します。	
取組計画	95 1	成年後見制度についての専門職向け研修を、市と南部・北部地域包括支援センターが連携し開催する	A
	95 2	ケアマネジャー等の専門職の相談に対応し、制度利用に向けた支援を行う	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	95	1 介護保険事業所等の専門職向け権利擁護研修会(虐待, 成年後見)を, 北部地域包括支援センターが開催しました(R2.11.30)。	
	95	2 ケアマネジャーからの成年後見制度の利用相談を, 市健幸長寿課と地域包括支援センターが連携し対応しました。	
市の役割	96	成年被後見人の親族に申し立て者がいない場合には, 成年後見審判申立ての支援を行います。	
取組計画	96	1 申立てを行う人がいない場合には, 成年後見制度の利用支援を行う。併せて, 親族申立ての書類作成の支援も実施する	A
取組実績	96	1 (健幸長寿課) 判断能力に問題があるひとり暮らし高齢者に対して, ケアマネジャー, 地域包括支援センター, 市健幸長寿課が連携を図り, 成年後見の申立て支援を行いました(医療機関からの相談, 本人の病態等状況確認, 親族調査等を実施後, 市長申立てを実施)。 市長申立て実績 1件	
	96	1 (社会福祉課) 申立てを行う人がいない場合には, 成年後見制度の利用支援を行うこととしていますが, 令和2年度は市長申し立てはありませんでした。	

取組項目-3 障がいを理由とする差別の解消(4-2-3)

(取組の方向性)

市民に対して障がいを理由とする差別解消の啓発を行います。
また, 障がいを理由として障がい者の権利利益を侵害することがないようにするとともに, 障がい者等から社会の中にある様々な障壁(バリア)を取り除くよう求めがあったときは, 負担が過重にならない範囲で取り除くようにします。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	97	市の事務や事業を行う上で, 障がいを理由とした障がい者の権利利益の侵害を防止します。	
取組計画	97	1 障がいを理由とした差別が生じないよう, 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき適切に対応する	A
取組実績	97	1 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき, 「障がいを理由とする差別」が生じないよう対応しています。「合理的配慮の提供」の一環として, 筆談支援用具を各窓口で活用しています。 令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布, 障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで, 障がい者に対する理解を求めました。	
市の役割	98	障がいを理由とする差別解消の啓発を行います。	
取組計画	98	1 広報紙やホームページ等により, 障がい者に対する差別の解消についての啓発や知識の普及を行う	A
取組実績	98	1 令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布, 障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで, 障がい者に対する理解を求めました。	
市の役割	99	市の事務や事業を行う上で, 障がい者等から社会の中にある様々な障壁(バリア)を取り除くよう求めがあったときは, 負担が過重にならない範囲で取り除きます。	
取組計画	99	1 障がいのある人から社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去するよう求められた場合には, 負担が過重にならない範囲で求めに応じる	A
取組実績	99	1 令和2年12月5日から12月25日に市役所市民ホールで来庁者や職員に対して障がい福祉サービス事業所の紹介やヘルプマークのポスター掲示やチラシ配布, 障害者差別解消法による「合理的配慮」のパンフレット配布などで, 障がい者に対する理解を求めました。 筆談支援用具を, 各窓口で活用しました。	

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策3 生活困窮者への支援)

取組項目-1 関係機関との連携による支援体制の強化(4-3-1)

(取組の方向性)

多様な課題を抱える生活困窮者に対して、自立に向けて包括的かつ継続的に支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	100	生活困窮者に寄り添った支援を行います。	
	101	病気、無年金、失業などの理由による金銭的な問題など、複合的な問題を抱えた生活困窮者への相談支援により、その人の課題が解決できるよう包括的な支援をします。	
取組計画	100	1 生活困窮者に対して自立に向けた必要な支援を行うとともに、複合的な問題を抱えた生活困窮者に対しては、関係課や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する	A
	101	2 困窮状態がひっ迫している対象者には、生活保護制度につなげ継続的な支援を行う	A
取組実績	100	1 生活困窮者の立場になって、必要に応じて関係機関と連携を図りながら相談に応じた就労支援を行い6名就労に繋げました。 新型コロナウイルスにより解雇や減収となった者からの住居確保給付金の支給(R1年度1件、R2年度35件)を実施しました。 社会福祉協議会で実施している総合福祉資金貸付制度の相談が新たに発生し121件の相談対応を実施しました。 相談件数205件に対し、支援実施及び生活保護制度移行件数は132件、支援率は64.4%(R1年度43.5%)となっています。 相談件数や支援件数の増加は、新型コロナウイルスによって困窮状況が切迫しているケースが多かったことが要因であると考えています。	
	101	2 困窮状態がひっ迫している対象者には、生活保護制度につなげることで、継続的な支援を行えるようにしました(生活相談84件中58件が生活保護申請)。	